

フロンティア旭の政務活動費の不正請求に関
する議会運営委員会調査報告書

尾張旭市議会議長 さかえ 章演 殿

令和2年11月19日

尾張旭市議会 議会運営委員会

委員長

川村 なし

－はじめに－

令和2年5月、フロンティア旭（平成27年～令和2年6月）に所属の議員が会派費の私的流用により辞職したことを受け、政務活動費の適正運用についての確認を行う中、当該会派の政務活動費について不正があったことを示す証拠物件の提出があった。

議会運営委員会では政務活動に関わる事案が生じた際に取り扱うことで認め合っていることから、事実確認等に関する調査に着手し、今般一定の結論に至ったことから委員会調査報告書を提出する。

1 調査に至るまでの経緯

令和2年5月19日、当時フロンティア旭所属の武田なおき、成瀬のりやす両市議が辞職した。辞職の理由は「健康上の都合」であったものの、後の報道等により、会派費の私的流用により道義的責任を取って辞職したとの両氏からのコメントが出された。議会内で真相確認を行うため、令和2年6月1日の全員協議会において、フロンティア旭（現令和あさひ）代表の若杉たかし議員（以下「若杉代表」という。）から経緯等についての報告及び質疑、今後の再発防止についての意見交換が行われた。

令和2年6月1日の全員協議会では、私的流用が認められたのは会派費であり、政務活動費の不正はない旨の報告がなされた。しかし、会派費、政務活動費それぞれの会計を両氏に委ねていたこともあり、調査の継続と新事実が判明したときは報告することで認め合われた。

また、令和2年7月8日の議会運営委員会では、公費である政務活動費に関わる事実が判明した場合は、当該事案を議会運営委員会で取り扱うことで認め合った。

令和2年9月4日、当該会派以外の議員から政務活動として平成29年7月3日から5日まで北海道にて視察研修を行った際の航空券代に関し、実績報告書とは異なる金額の見積書（控）及び領収書（控）の写しが新事実として議長に提示された。このことにより、議長は若杉代表に対して、平成27年度から令和元年度までの政務活動費について収支報告内容等の調査を指示するとともに、他の会派代表者に対して、令和2年9月25日（金）に予定される議会運営委員会で調査結果を報告すると周知した。

2 委員会の開催状況

調査のための委員会を計7回実施した。各回の詳細は以下のとおり。

(1) 令和2年9月25日（金）

若杉代表から、平成27年度から令和元年度までの政務活動費について、

会派で調査した内容と不正請求内容の報告がされた。

不正請求総額は、282,308円。

返還金総額は、167,484円。

不正の内容は、主に旅行会社に対し、交通手段と宿泊先の手配を一括して依頼し、領収書を交通費と宿泊費に分けて作成させた上で、交通費は定価を支払ったとする報告書を添付し、定価と実費との差額を不正に取得していた。

公共交通機関については、政務活動費の使途及び運用に関する申し合わせ事項にある領収書の取扱いに関する運用規定を利用し、報告書に領収書を添付せず、定価で報告することで、差額を取得していたものである。また、令和元年度においては、宿泊費を一人当たりの上限金額である14,000円で旅行会社に領収書を作成させ、水増しした差額を不正に得ていたものである。

報告内容を受け、各会派は令和2年9月28日を期限として質問事項を通告し、次回、10月2日開催時に質疑をすることとした。

また、公明党尾張旭市議団代表の芦原美佳子議員から、この件に関連し調査を行ったところ、公明党尾張旭市議団において武田直樹氏に新幹線の切符の手配の依頼をしたもののうち、1件において同様の操作がされていたことが分かり、差額については武田氏に返金を求めるとの報告があった（対象額は4,380円）。この件については、早急に修正報告を行い、返還することとされた。

(2) 令和2年10月2日（金）

各会派等より47項目に及ぶ質疑の通告があり、1項目ずつ質疑応答を行い、回答は主に若杉代表が行った。

質疑の主な内容としては、不正請求した差額の行方、見積書、請求書、領収書、通帳及び会計帳簿の提出要求、責任の所在のほか、政務活動費に対する会派としての認識、考え方などであった。

なお、質疑に対して回答を保留した項目があり、また、追加質疑の要望もあったことから、継続調査とし、次回開催日を10月9日（金）とした。

(3) 令和2年10月9日（金）

委員2名から24項目の追加質疑の通告があり、前回の会議における保留分の回答、追加質疑に対する質疑応答を行った。

質疑の主な内容としては、会派の政務活動費の運用方針、今回の不正に対する会派の関与などであった。この中で、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する規則第9条にある会計帳簿の調整と領収書等証拠書類の保管義務が5年であることの指摘に対し、若杉代表は、公表されている収支報告書がそ

れにあたるとの認識であるとの説明であった。

今後については、これまでの調査により概ね事実確認ができた返還額等の確定に向け、整理を進めることとした。

また、令和あさひに対しては、返還額等の確定作業を行うに当たり、総括表を作成し提出を求めることで認め合った。

なお、参考人の招致については保留とし、会議の録音データなどを確認した上で各委員から意見を出していただくことで認め合った。

今回は返還額等の確定を行うこととし、10月16日（金）開催とした。

(4) 令和2年10月16日（金）

委員1名から追加質疑の通告があった。

質疑の主な内容としては、会派の政務活動費の運用方針の確認と本市での運用の問題点などであった。

質疑応答の後、若杉代表から返還額等について平成27年度分から順次説明。平成27年度中における石川県金沢市への政務活動は、令和あさひからの申し出により取り下げられた。

返還額等の認定について採決を行った。各年度の返還額等に係る認定額は下表のとおり。

年度	不正額	取消額	返還額	採決	備考
平成27年度	27,180円	17,713円	16,082円	賛成：全員	
平成28年度	13,140円	0円	0円	賛成：全員	
平成29年度	204,380円	0円	167,484円	賛成：多数	事務費（プリンターインク代）が年度末に購入されていることから、賛否が分かれた。
平成30年度	0円	0円	0円	賛成：全員	
令和元年度	49,368円	0円	28,023円	賛成：全員	
合計	294,068円	17,713円	211,589円	賛成：全員	

※詳細は別表のとおり

なお、政務活動費はその年度に交付された総額に対し当該年度の支出合計額を差し引いて、残余がある場合はその相当額を返還することと規定されており、個々の事業の不正額の合計と、実際の返還額は異なることについて、平成30年11月16日最高裁判所判例より確認した。

また、参考人等を招致し事件の背景や事実確認を行うか否かについて協議した結果、参考人等の出席を求めていくことを賛成多数で可決し、次回において、出席要請者、確認事項等についてを議題とすることで認め合った。次

回開催日を10月23日（金）とした。

(5) 令和2年10月23日（金）

参考人等出席要請について検討を行った。各会派等から計7名の候補者と候補者ごとの質問事項の提出があり、候補者それぞれについて協議を行い賛否を採った。その結果、不正請求の当事者である元市議会議員の武田直樹氏については、賛成多数により出席要請を行う、その他6名については、賛成少数により出席を求めないことに決した。

また、100条調査とするか否か、実施する会議体、質問事項、実施時期、質疑の所要時間等について協議し、結果、100条調査とするか否かについては、賛成少数により否決。実施する会議体は「議会運営委員会」。実施時期は11月2日（月）から11月11日（水）までの間で日程調整。質疑の所要時間は3時間以内。質問事項については追加分も含め、10月27日（火）正午を期限として提出することとした。

(6) 令和2年11月9日（月）

要請に応じた武田直樹氏の出席を得て質疑応答を行った。

参考人への質疑に対する主な発言内容としては、次のとおり。

- ① 不正の内容は、議会運営委員会で報告された内容で間違いない。
- ② 関係帳簿等は、議員辞職後に廃棄をしてしまった。
- ③ 不正額については、年度の最後に報告書の金額と実際に残っていた金額が合わず、その差額を独断で私的利用した。会計を任されていた自分以外は、会派の誰も知らなかったと思う。
- ④ 名鉄観光バスには、大勢で研修等に出掛けることもあり、事前に行事を知らせ、交通手段の手配をお願いしていた。人数が変更となったり、早く到着できる飛行機の手配を依頼するなど、こちらからのお願いを聞いてもらっていたが、値段交渉や代金の請求時期などについては、特別な約束はしておらず、また、旅行会社に対して圧力をかけられる立場にはなかった。
- ⑤ 辞職については、会派費の流用で道義的責任を取った。会派内での信頼を失った状態では議員を続けていけないと妻から指摘された。
- ⑥ この件で市民、市、市議会に多大な迷惑をおかけして大変申し訳ない。この場を借りて謝罪したい。
- ⑦ 返還金については、速やかに返還する。
- ⑧ 公明党尾張旭市議団の新幹線代についても、議会運営委員会で報告された内容で間違いない。

ほか、関連質問も含め武田氏への質問は、計20項目を超した。

参考人の質疑応答の後、本委員会調査における結論に関し以下の事項について委員間討議を行った。

- ・事実確認について

これまでの調査において、不正行為を立証する幾多の証拠書類が明らかになり、返還額等の認定に至った。また、参考人への質疑応答により事件の背景や事実確認について概ね把握することができた。

- ・再発防止について

運用に関する見直しを各派代表者会で検討していくことで認め合った。

- ・終結方法について

本事案に関する調査報告書をまとめ、議長に提出することとした。

- ・その他意見

参考人として名鉄観光バス株式会社及びシステムサポート株式会社に出席を要請し、事実確認を行うべきではないかとの意見もあった。この件については、既に返還額等の認定と概ね事実確認がなされていることから求めないとした。

また、不正請求額における利息請求を行うよう意見が出た。

(7) 令和2年11月19日（木）

政務活動費の不正請求に関する調査報告書について、内容を確認し本委員会終了後、議長に提出することで認め合った。

3 調査結果

(1) フロンティア旭

返還金として総額211,589円を認定(不正金額は294,068円)した。

フロンティア旭(現令和あさひ)に対し速やかに修正報告書の提出を求める。

平成27年度から令和元年度までのフロンティア旭政務活動費不正請求状況

(単位：円)

	交付額 (あ)	支出合計額 (当初)	修正額		支出合計額 (修正後) (い)	返還額 (あ-い) ただし、正数
			不正額	取下額		
平成27年度	1,237,500	1,266,311	27,180	17,713	1,221,418	16,082
平成28年度	1,350,000	1,487,044	13,140		1,473,904	0
平成29年度	1,350,000	1,386,896	204,380		1,182,516	167,484
平成30年度	1,350,000	1,416,035	0		1,416,035	0
令和元年度	1,375,000	1,396,345	49,368		1,346,977	28,023
		不正額合計	294,068			
		取下額合計	17,713			211,589

(2) 公明党尾張旭市議団

返還額として4, 380円（不正金額4, 380円）であった。

また、修正報告書は、令和2年10月8日付けで提出済みである。

4 最後に

(1) 今回の調査を通して

事実確認を行う過程において、不正対象ではないが当該会派において実績から除外する事案があった。これは、今回の調査により、視察の同行者が市民であった平成27年10月25日から26日までの石川県金沢市への視察研修費17, 713円が、政務活動費の使途として疑念を払拭することが困難であると判断し政務活動の対象から除外とした。

政務活動費は、議員の行う調査研究活動のための支出として合理性と必要性を備え、議員はそれに対し説明責任がある。つまり政務活動は、公明正大に実施され、その活動内容について市民の十分な理解が得られるものでなければならず、少しでも疑念を持たれるものは行うべきではない。

次に、政務活動費における不正が生じた理由としては、平成27年度の政務活動費の実費弁償の原則に即した改正に対し、一部の議員が改正内容を正しく理解せずに運用されたことが挙げられる。また、その会派内での運用方法が、会派所属議員間で疑義を持たれることなく引き継がれ、会派内の監査機能が果たされないまま、継続的に運用されていたことで、複数年度にわたり不正が繰り返されていたことが、大きな問題であるとの認識に至った。

不正に関わりのない他会派議員については、不足しがちな政務活動費に対して、節約しているはず、節約しているから不正は起きないといった過信があった。このため、他の会派がどのような使い方をしているのか、相互監視が働かない状態にあった。

また、今回の事実解明のため、大きな労力が必要になった。本調査に消費された時間で、例えばコロナ対策の施策提案につなげる議員活動ができたかもしれない。貴重な時間を、議員の不正を解明するために費やさざるを得なくなってしまったことは、市民にとっても損失と言え、残念であり申し訳なく思っている。政治に関わるものが不正を働けば、そのような損失につながることを肝に銘じ、議会としても個々の議員としても取り組むよう望む。

(2) まとめ

政務活動費については、議員が行う活動のうち市政に関する調査研究のための経費の一部に充てるものとして交付され、使途の範囲は条例で定めるところである。平成24年の地方自治法の改正により、使途の範囲が拡大されたが、一方で運用に対し市民からの批判を招くことのないよう、使途の透明

性の確保と議員の説明責任の徹底が通知されたことは周知の事実である。

本市も、この改正時に条例及び規則等の改正を行うとともに、その使途の透明性の確保に資するため、運用に関して規定した申し合わせ事項の改正や、取扱いを分かりやすく示すため「政務活動費の手引き」を作成したほか、ホームページに収支報告書等と領収書の写しを掲載するなど、適切な運用を期し、透明性の確保と説明責任の徹底について対応を講じていたにもかかわらず、今回のこのような不祥事件が起きてしまっていた。

尾張旭市議会基本条例第22条において、議員の品位及び品格を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしない等、議員の責務を正しく認識し、その使命の達成に努めなければならないとされている。市民の代表として常に市民の信頼に応え、自らの言動、行動について説明責任を果たすことが求められている。とりわけ、政務活動費の支出に関しては、近年、全国的に不祥事案が散見され、市民の厳しい目が向けられている中で、このような事件を起こしたことは、本市議会に対する信頼を大きく失墜させるものである。

失った信頼を取り戻すためには、議員間で政務活動費についてより一層理解を深め、その運用の仕組みを見直すとともに、適正な運用を図るべく規定等の改正が必要である。

個々の議員は、今回の議会運営委員会の調査結果を持って自らの職責について考えてほしい。議員は、市の行う事務全般にわたり、監視し、問題を指摘し、改善させなければならない。そのためには自身が常に身ぎれいでいなければ説得力を失うことになる。不正を防ぐために、会派も個々の議員も再発防止を検討し、体制を整えるよう要望し、報告とする。